

令和3年宇治田原町議会運営委員会

令和3年8月30日

午前9時開議

議事日程

日程第1 令和3年第3回（9月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥予算特別委員会の日程について
- ⑦決算特別委員会の設置及び日程について
- ⑧特別委員会の日程について
- ⑨提出議案について
- ⑩選任同意に係る所信聴取について
- ⑪議事日程（第1号）について
- ⑫陳情等について
- ⑬行政諸報告について
- ⑭その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	9番	馬場	哉	委員
副委員長	7番	藤本	英樹	委員
	1番	浅田	晃弘	委員
	4番	山本	精	委員
	5番	山内	実貴子	委員
	12番	谷口	整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務担当理事	奥谷明君
企画財政課長	村山和弘君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前9時00分

○委員長（馬場 哉） 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきありがとうございます。

本日の委員会は、令和3年第3回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程により、ご協議をお願いいたします。

ここで、副町長より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 改めまして皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第3回定例会におきます議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

馬場委員長、また藤本副委員長のもと、各委員の皆様には大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここに来まして、もういよいよ9月というところでございますけれども、非常に残暑厳しい状況でございますけれども、委員各位におかれては、ますますご健勝のことと心からお喜び申し上げたいというように思います。

そういった中で、新型コロナの感染につきましても、京都府で8月20日から9月の取りあえず12日ということで、これも延長されるような可能性もあるわけでございますけれども、緊急事態宣言の第4回目が発せられまして、本当に日々宇治田原町外の各近隣の市町村でも日ごとに感染者が発生するというところで、非常に心配しているところでございますけれども、一応昨日確認はいただいているんですけども、今年の12月19日から宇治田原町では53名の方が感染されているということで、最近の状況を見てますと、やはり若い方々が感染されているようでございまして、非常にこういった点についても心配しているところでございますけれども、逆に5月から予防接種を始めまして、7月から役場でということで、議員各位をはじめ、住民の皆さん方に大変ご協力いただく中で、宇治田原町はスムーズに予防接種をさせていただいているところでございまして、現在、65歳以上の方々はもう90%を超えていると。今、16歳からの方をどんどん受け付けさせてもろてますので、次の土日を入れますと、これで全体で16歳以上がもう70%を超えるのやないかと、こういうような状況でございまして、最近の土曜日、日曜日の状況を見ていますと、世界の各国から宇治田原町にお住まいいただいております、お勤めいただいている、いろんな国の方々が接種に来られているというような状況でございまして、タブレットとか、いろんな形で対応しておりますので、安心し

て予防接種を今受けていただいているところでございまして、できましたら9月中に全ての集団接種が終われるようにということで、今鋭意努力しておりますので、また今後議員の皆さんにはいろいろな角度からご指導賜りたいというように思っております。

今特に申し上げましたように、若い層にそういった方がおられるということでございますけれども、今8月27日から小学校、中学校、2学期がスタートいたしまして、今現在子どもたちに感染確認はないところでございますけれども、そういった点についても学校を通じ、しっかりとした予防対策徹底等を行っていく中で取り組んでまいりたいと。こういう時期でございますので、主な大きい事業につきましては、今のところ中止等々を行っているわけでございますけれども、そういう中で一刻も早くそうした感染者が少なくなるように取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというように思います。

そういった中で、9月の定例会の中では今回またお願いをしていく議案が21議案と2つの報告がございまして、表彰関係が5件、予算関係が補正で2件、条例関係が改正で4件、一般議案が取得で1件、それから決算関係が6件、それから人事関係が3件、報告2件ということでございます。特に決算関係ということで、せんだっての8月19日、20日に監査委員さんをお願いいたしまして、決算の状況について監査をいただいたところでございます。

そうしたことで、9月議会は大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます、また、先ほど申し上げましたように、非常にこうした暑さ厳しい、残暑厳しいこういった状況でございますので、お体には十分ご自愛いただきまして、また引き続いて、ますますご活躍されますよう心からご祈念申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、令和3年第3回9月定例会についてを議題といたします。

①署名議員について。事務局からお願いいたします。矢野事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） 改めましておはようございます。

①番、会議録署名議員の指名でございますが、今議会につきましては、5番、山内実貴子議員、7番、藤本英樹議員をお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（馬場 哉） 続きまして、②会期についてでございます。

日程は委員のほうに資料として配らせていただいております。ご覧いただきたいと思
います。会期については、9月6日から9月29日までの24日間といたします。

③諸報告について。議員派遣の件について報告が2件ございます。

7月27日、京都府町村議会新任議員研修会、8月6日、京都府町村議会広報編集正
副委員長研修会、以上、お手元に配付の資料のとおりでございます。

続きまして、陳情書1件、要望書2件について。

陳情書、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民
的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求め
る陳情の件でございます。

続きまして、要望書、非核・平和施策に関する要望書でございます。続きまして、要
望書、沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画の断念要請の件でございます。以上、
お手元に資料として配付しておるとおりでございます。

陳情・要望につきましては、後ほど取り扱いについて協議いただきたいと思います。

④再開日について。

再開日は、9日木曜日午前10時から一般質問、10日金曜日午前10時から一般質
問の予備日でございます。16日木曜日午前10時、補正予算関係の採決等ございま
す。29日水曜日午前10時、閉会予定でございます。

続きまして、⑤常任委員会の日程についてでございます。

14日火曜日午前10時、総務建設常任委員会、15日水曜日午前10時、文教厚生
常任委員会、以上でございます。

続きまして、⑥予算特別委員会の日程について。

予算特別委員会は13日月曜日午前10時といたしたいと思います。

以上の日程でご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認め、この日程で決定をいたします。

⑦番、決算特別委員会の設置及び日程についてでございます。

決算特別委員会は、議選監査委員を除く11名で設置をいたします。日程は、17日
金曜日午前10時、21日火曜日午前10時、22日水曜日、現地審査午前10時、
24日金曜日、総括審査午前10時。

予定表をお配りしておりますので、ご参照願います。この日程でご異議ございません

でしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 異議なしと認め、この日程で決定をいたします。

⑧特別委員会の日程についてでございます。

13日月曜日、重大事件等調査特別委員会を予算特別委員会の終了後に追加していません。

なお、まとめ小委員会の進捗状況により、会期内に追加で開催の予定としております。この日程でご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 異議なしと認め、この日程で決定をいたします。

⑨番、提出議案について。

当局より議案説明をお願いしたいと思います。山下副町長。

○副町長(山下康之) それでは、私のほうから9月定例会でお願いをさせていただきたい議案につきまして、お手元のほうの議案書で番号順にご説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第41号、宇治田原町自治功労者の表彰についてということで、これにつきましては、せんだっての6月議会でご可決を賜りまして、条例のほうを改正させていただきまして、今回、谷口昭弘氏が、この方、平成15年の12月22日から現在に至るまで長きにわたり、宇治田原町の選挙管理委員会委員の職をお務めいただいているということでございまして、自治功労者表彰に該当するということで、今回自治功労者として表彰を申し上げたく、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第42号でございます。

これも宇治田原町自治功労者の表彰につきましては、谷川利明氏でございます。この方は平成12年12月22日から現在に至る20年の長きにわたりまして、宇治田原町の公平委員会委員の職をお務めいただいております。そういったことから自治功労者表彰に該当するということで、今回自治功労者として表彰を申し上げたく、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第43号、宇治田原町自治功労者の表彰についてでございます。

安井要氏でございます。この方、平成12年10月13日から現在に至る20年の長きにわたりまして、宇治田原町の固定資産評価審査委員会委員の職をお務めいただいているということでございます。そういった中で自治功労者の表彰該当になるということ

で、自治功労者として表彰を申し上げたく、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第44号、これも宇治田原町の自治功労者の表彰についてでございます。

上野藤一氏でございます。この方は平成15年の10月13日から現在に至る17年の長きにわたり、宇治田原町の固定資産評価審査委員会委員の職をお務めいただいていることから、自治功労表彰に該当するということで、自治功労者として表彰を申し上げたく、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第45号でございます。

これにつきましても宇治田原町自治功労者の表彰につきまして、山中茂治氏でございます。平成17年の7月20日から現在に至る16年の長きにわたり、宇治田原町の農業委員会委員の職をお務めいただいているということから自治功労者表彰に該当するということで、その規定に基づきまして、自治功労者として表彰を申し上げたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、今の申し上げました5人の自治功労者の表彰につきましてでございますけれども、一応議会のほうで議決を賜りました職の順番に合わせておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、議案第46号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げたいと思います。

今回、歳入歳出それぞれ1億6,743万7,000円を追加いたしまして、それぞれ51億8,293万7,000円というようにお願いするものでございます。

お手元のほうに補正予算の事業調書、また補正予算の第2号の概要のほうをつけさせていただいておりますけれども、大きく申し上げますと、今回、旧役場庁舎の跡地の整理に係る旧役場庁舎の解体工事費、これと新型コロナウイルス感染拡大により売り上げ減少の影響を受けた中小企業や個人事業主に対して支援を行う費用を主に上げさせていただいているところでございまして、補正予算書の事業主要事項の調書も主なもので申し上げますと、町ホームページの整備事業費です、これは525万2,000円の追加でございますけれども、これもコロナの交付金を受ける中で、今のホームページをスマホのほうでも対応できる、一般財源で対応したいというように思っております。宇治田原町の魅力を最大限にPRできるホームページのCMSコムの更新を行うものでございます。

それと、役場の庁舎跡地整備事業ということで、今、設計に取り組んでいるわけでござ

ございますけれども、旧庁舎の解体工事を行っていききたいというように思っているところでございます。

また、主要事項のところの3ページでは、ため池の管理事業費ということで、補正額は48万2,000円ということで、町内の防災重点農業用のため池11池の劣化の状況の評価を行うにつきまして、新たにため池構造の評価が加わったために追加調査をするものでございます。

それから、主に4つ目に、がんばるまちの事業者支援事業費ということで、これも閉会中の常任委員会でもそうしたお声をいただいている中におきまして、新型コロナウイルスの感染症による影響が非常に長期化する中で、こういった緊急事態宣言、またまん延防止重点措置等により、やはり非常に休業、また時短営業、そういうような中で売り上げ減少で、経済活動に多大な影響を受けている町内の中小企業、事業所の事業継続、また状況の回復等を支援するため、給付金を支給していききたいというふうに思います。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただきまして、1,000万円補正をさせていただきたいというふうに思っております。

いわゆる対象者は、今申し上げました新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業、または事業所等の月次の支援金の受給事業者、特に同月比の売り上げが50%以上減少、または時短要請、外出自粛等の影響を受けている事業者に本年の1月から8月までの、8カ月間の平均売上額が前年、または前年度の同期間の平均売上額と比較して25%減少している事業者ということで、(1)、(2)、そういった方々にそれぞれ支援を行いたいと、このように考えているところでございます。

主に一般会計の補正予算につきましては以上のような状況でございます。

続きまして、議案第47号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)でございますけれども、これにつきましては、前年度の国・府・支払基金の負担等の確定によりまして返還金を補正するものでございまして、補正額は1,303万7,000円の追加ということで補正後の予算総額を8億2,659万円とするものでございます。前年度の保険事業確定による返還金の補正をお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第48号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、これについては昨年12月に本町元職員が逮捕・起訴され、重大事件に関しまして、その後、有罪判決が確定し、さらにはまた今般、第三者委員会のほうからも調査報告が提出されたということも踏まえ、この間、議会の

ほうにおいても特別委員会を設置いただく中で、いろんな角度から大変申し訳なく思っておりますけれども、尽力いただいている、そういうような中で、一旦第三者委員会かの報告を踏まえて、職員の任命あるいはまた管理する立場である特別職として責任を重く受け止め、町長、また副町長の給料について減額をするものでございまして、これまで財政対策の減額措置も行っておりますけれども、それに今回の重大事件における自戒措置として新たに減額の追加を行うため、改正をお願いするものでございます。

町長につきましては、この議会の議決を賜りましたら、10月1日から来年の3月31日までの6カ月間、給料月額について、町長15%、副町長10%をさらに減額とするということでございますので、今、財政措置の減額も行っておりますので、その6カ月間については町長は25%、副町長は17%の減額とするということで、今回ご提案申し上げ、そういった対応をさせていただきたいというように思っておりますので、ご理解賜りたいというように思うところでございます。

続きまして、議案第49号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございますけれども、これにつきましては、デジタル庁の設置法及び、またデジタル社会の形成を図るために関係法律の整備を行う、そういった法律が施行されたことによりまして、文言修正、また条文の繰り上げが生じたということにより改正を行うものでございます。

続きまして、議案第50号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これの一部改正によりまして、地方公共団体の情報システム機構が個人番号カードの発行主体として明確化され、発行手数料を徴収することができるとされたため、所要の改正を行うものでございます。

中身は、条例の第2条中の個人番号カード再交付手数料の号を消除する、そういうものでございます。

続きまして、議案第51号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましてでございますけれども、これも後ろにそれぞれ資料のほうもつけさせていただいておりますけれども、（仮称）宇治田原インター北地区の地区計画の決定に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。お手元のほうに資料をつけさせていただいておりますけれども、この別表に（仮称）宇治田原インター北地区地区整備計画区域を追加するというものでございます。

それから、続きまして、議案第52号、財産の取得につきましては、Society 5.0社会を生きる子どもたちの学びに求められる教育の情報化推進のため、小中学校に大型提示装置（電子黒板）の備品を株式会社内田洋行ITソリューションズ関西支店から1,026万3,000円で取得しようとするものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条の規定によりまして、議会の議決をいただくものでございます。

台数は今申し上げました取得財産の概要としては、町内3小中学校各校に大型提示装置（電子黒板）を14台ずつ配備するものでございます。

続きまして、議案第53号、令和2年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、決算額の歳入68億1,535万5,393円、歳出66億2,706万9,664円で、差し引きは1億8,828万5,729円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,127万1,000円を差し引きしますと、実質収支額は1億6,701万4,729円ということになったところでございます。いずれも決算認定のお願いでございます。

続きまして、議案第54号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定につきましては、決算額歳入で9億9,398万1,780円、歳出9億8,412万6,600円で、歳入歳出差引残額は985万5,180円というところでございます。

続きまして、議案第55号、令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額歳入で1億3,228万3,264円、歳出1億3,024万2,061円で、それぞれ差し引き204万1,203円というところでございます。

続きまして、議案第56号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、まず、保険事業勘定の決算額は、歳入7億8,770万609円、歳出7億3,876万1,847円で、それぞれ差引残額は4,893万8,762円ということになったところでございまして、それと介護サービス事業勘定の決算は、歳入678万4,572円、歳出441万7,816円で、歳入歳出差引残額は236万6,758円になったところでございます。

続きまして、議案第57号、令和2年度宇治田原町水道事業会計決算認定につきましてでございますけれども、決算額は収益的収入及び支出では、収入は2億8,782万7,463円、支出は2億4,787万6,116円となりまして、資本的収入及び支

出では、資本的収入1億5,546万5,376円、資本的支出2億3,340万445円となったところでございます。

なお、当年度の純利益は2,667万1,858円となったところでございます。

続きまして、議案第58号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計決算認定につきましては、決算額は、収益的収入及び支出では、収入は4億9,388万2,832円、支出は4億8,323万2,153円となり、資本的収入及び支出では、資本的収入2億7,310万800円、資本的支出4億2,567万2,829円となったところでございます。

なお、当年度の純利益は114万4,783円となったところでございます。

続きまして、議案第59号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、大北康人氏の任期が本年10月12日をもって満了となることから、大北氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

大北氏におかれましては、非常に人格が高潔にして識見も高く、固定資産評価審査委員会の委員として最適任者であることから、引き続き再任させていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第60号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、上野藤一氏の任期が本年の10月12日をもって満了となることから、上野氏の後任に上・治男氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。上野氏は非常に体調のほうも崩されておまして、任期と同時に退任したいということもございまして、新たに上・治男氏をお願いをしたいと思います。

上・氏におかれましては、非常に人格が高潔にして識見もお高く、今日までのいろいろな歩みのそういう中での実績を考慮させていただきまして、固定資産評価審査委員会委員として非常に最適任者であるということから、新たに選任いたしたくお願いをするものでございます。

続きまして、議案第61号、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、安井要氏の任期が本年10月12日をもって満了となるということから、安井氏も体調のこともございまして、今回で退任したいということもございまして、その後任に矢野弥巳氏を新たに選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。矢野氏におかれましても非常に人格が高潔にして非

常に識見もお高く、今日までのいろんな、また今現在のいろいろなことも考慮する中で、固定資産評価審査委員会の委員として非常に最適任者であるということから、新たに選任させていただきたいというように思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、報告第9号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告につきまして、この損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定によりまして議会の指定事項として専決処分させていただきましたので、お願いをしたいというふうに思います。

令和3年7月4日に町営バスが、維中前バス停から国道307号に右折、合流した際に、滋賀方面から西進中の乗用車に衝突したものでございまして、当事故に関しましては、被害者の方と物損事故での示談が整いまして、損害賠償8万5,747円で和解したものでございまして、せんだってもバスの乗客の方がブレーキによりましてけがをされたということで、議会のほうにも今後こういったことのないようにということを申し上げていた矢先に、またこのようなことがありまして、非常に申し訳ないというふうに思っておりますけれども、たまたまこの7月4日というのは、新型コロナウイルスの予防接種の巡回を土日に予防接種会場のほうに新たにそうした方々への役場へ来ていただく方策の一つということで臨時運行してございまして、この方はちょっと臨時で来られた方でございまして、臨時といえどもプロドライバーがこのようなことでは非常に困るわけでございますけれども、そういった点についてはしっかり安全運転については日頃から申し上げておりますけれども、さらに徹底を図ってまいりたいというように考えておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、報告第10号、令和2年度城南土地開発公社決算に関する報告書につきましては、地方自治法の221条第3項の法人について、地方自治法の243条の3第2項により、毎事業年度政令で定めるその経営状況を説明する資料を作成して、次の議会に提出しなければならないということから、今回、令和2年度城南土地開発公社決算に関する報告書を報告させていただくものでございます。令和2年度中に本町における土地の取得、また売却及び令和2年度期末残高は宇治田原町ではないということをご報告させていただきたいというふうに思っております。

以上がこの9月定例会でお願いをしていく議案でございます。全部で21議案、2報告ということで、どうぞよろしくお願いを申し上げ、それぞれご可決なり、またご同意、またご承認をいただきますようお願いを申し上げまして、説明のほうを終わらせていただ

きたいと思います。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、委員から質疑をお受けいたします。何かございませんでしょうか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、以上、提出議案について終わりたいと思います。

続きまして、⑩番、今回の固定資産評価審査委員会委員の選任同意に係る所信聴取についてでございます。

申し合わせ事項であります選任同意に係る人事案件の所信についての聴取の有無については、議会運営委員会において協議・決定することとなっております。

申し合わせでは「副町長、教育長及び監査委員については、招致する。その他の人事案件については、議会運営委員会において招致について協議・決定する」となっておりますが、その他の人事案件については行っておりません。ですので、同様に所信聴取を行わないこととしたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしと認め、今回の固定資産評価審査委員会委員の選任については、所信聴取を行わないことで決定をいたします。

所信聴取の件については終わります。

続きまして、⑪議事日程（第1号）について事務局から説明をお願いいたします。矢野事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） それでは、お手元に配付をさせていただきます令和3年第3回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）についてご説明をさせていただきますと思います。

令和3年9月6日月曜日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、5番、山内実貴子議員、7番、藤本英樹議員をお願いをさせていただき予定としております。

日程第2の会期の決定でございますが、これにつきましても、先ほど委員長のほうからご確認をいただきました、9月6日から9月29日までの24日間とさせていただきたく思っております。

日程第3、諸報告でございますが、お手元にお配りをさせていただいております議員

派遣の報告2件と、陳情書1件、要望書2件がございますので、陳情書及び要望書につきましては、後ほどご協議をいただければと思っております。その後、町長のほうから開会のご挨拶等が入る予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、日程第4及び日程第5、報告第9号及び報告第10号でございますが、一括議題という形で町長より一括報告をしていただく予定としております。報告案件になりますので、報告のみという形で対応をしたいと思います。

日程第6から日程第26までが提出議案になるわけでございますが、日程第6から日程第10、議案第41号から議案第45号までの自治功労者の表彰5議案につきましては、一括提案、質疑、採決とさせていただきたいというふうに考えております。

次に、日程第11から日程第13、議案第59号から議案第61号までの固定資産評価審査委員会委員の選任3議案につきましても一括提案を予定をさせていただいております。

なお、固定資産評価審査委員会委員の選任の3議案につきましては、本会議散会后、委員会室において全員協議会を開催し、詳細説明をいただく予定としております。質疑、討論、採決は最終日に予定をしております。

また、平成30年9月定例会での固定資産評価審査委員会委員の選任同様、全員協議会において確認をさせていただくこととなりますが、最終日の採決の仕方について反対者が全くないと認められるような場合は、一括採決もあり得るとされておりますので、反対者が全くないと認められれば、最終日には一括採決を行いたいというふうに考えております。

次に、日程第14から日程第20、議案第46号から議案第52号までの補正予算2件、条例関係4件、財産の取得1件の合計7議案につきまして一括提案を予定をさせていただいております。この7議案につきましては、お手元のほうに付託議案一覧をお配りをさせていただいておりますが、議案第49号から議案第51号の条例改正3議案につきましては総務建設常任委員会に、議案第52号の財産の取得につきましては文教厚生常任委員会に、議案第48号の町長等の給料額特例条例につきましては重大事件等調査特別委員会に、議案第46号及び議案第47号の一般会計、介護保険の補正予算につきましては予算特別委員会に付託を予定をしております。いずれにつきましても付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

続きまして、日程第21、議案第53号の一般会計の決算認定から日程第26、議案

第58号の下水道事業会計決算認定までの6議案につきましては、いずれも決算認定になりますことから、これも先ほど議選の監査委員を除く11人で特別委員会を設置いただくという形でご承諾をいただいておりますので、決算特別委員会のほうに付託を予定をさせていただきます。町長からの提案説明が終わりますと、原田議選監査委員より決算審査の審査報告をしていただく予定としております。

日程第27、決算特別委員会の設置という形で議事を進めていただきまして、一旦休憩を取りまして、この委員会で決算特別委員会の正副委員長を決定をいただきます。その後、決定されました委員長のもとで第1回目の委員会申し合わせ等の内容の精査をお願いをする予定としております。

議事日程（第1号）につきましての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（馬場 哉） 説明が終わりましたので、委員から質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようでございますので、議事日程（第1号）について終わりたいと思います。

続きまして、⑫陳情等についてでございます。

先ほど資料でお配りをいたしました陳情書1件、要望書2件の受付をしておりますが、どのように対応すればいいかをご検討願いたいと思います。いかがでしょうか。

陳情書ですけれども、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についてですが、ちなみに6月定例会で配付のみが精華町、9月定例会で対応されているのがほかの9町村でございます。令和元年にも同様の陳情書の提出があり、これについては本町議会でも議場配付としたところがございますので、6日に議場配付することとしてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 異議なしとさせていただきます。ないようですので、6日に議場配付といたしたいと思います。

続きまして、要望書1つ目、非核・平和施策に関する要望書、これにつきましては毎年提出されているものであり、議場配付としておるところでございます。これにつきましても6日に議場配付することとしてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようでございますので、6日に議場配付といたします。

それから、2つ目、沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画の断念要請についてでございます。

沖縄・辺野古米軍基地建設における戦没者遺骨土砂使用に抗議する意見書でございます。これについては京都府議会で否決をされております。9月定例会で対応する町村がほとんどでございますと予想されますので、これについては恐らく他の町村も配付のみとされるのではないかとこのように考えているところでございます。これにつきましても6日に議場配付することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようですので、6日に議場配付といたします。

続きまして、⑬番、行政諸報告についてでございます。奥谷理事。

○総務担当理事(奥谷 明) 失礼いたします。私のほうから、行政諸報告についてということで、全員協議会の開催のほうをお願い申し上げたいと存じます。

予定といたしましては、9月6日の開会日と9月29日の最終日、それぞれに開催賜りたいと存じております。

開会日の9月6日でございますけれども、まず1つ、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う各種事業実施についてということで、現在、京都府にも緊急事態宣言が発令されておる中、本町といたしましても、特に秋以降、いろんなイベントや事業を予定しておるところでございますが、現時点における開催動向、例えば中止ですとか延期ですとか、そういうことも含めまして、町事業全般にわたります当面の予定等をご報告申し上げたいと思っております。

それから、最終日の9月29日でございますけれども、これも1件でございますけれども、建設工事等請負契約の状況についてということで、1,000万円以上の工事請負契約のご報告を申し上げたいと考えております。

以上、9月6日、9月29日の全員協議会の開催をお願い申し上げたいというものでございます。以上です。

○委員長(馬場 哉) ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の全員協議会では、1つ目の新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う各種事業実施について、最終日、閉会後は、建設工事等請負契約の状況について報告を願うことといたしたいと思っております。

また、議会側から、9月6日、開会日の全員協議会で、城南衛生管理組合議会、後期

高齢者医療広域連合議会、地方税機構広域連合議会の報告、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について等を予定をいたしております。

続きまして、⑭番、その他について。

一般質問について。一般質問の受付は、明日8月31日火曜日、午前8時30分から9月1日水曜日、午後5時となっております。抽選につきましては、1日水曜日午前9時に行います。

また、6月17日の議会活性化特別委員会で確認したとおり、今定例会から正式に回数制限の撤廃を行い、議員1人当たりの時間を質問・答弁を合わせて概ね40分という内容で行うことといたしますので、よろしく願いをいたします。

この件について何かありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 続きまして、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてでございます。

本意見書の提出については、7月29日付で京都府町村議会議長会会長、当谷口議長でございます、から提出依頼があったところであり、9月6日の全員協議会で提案し、9月28日の議会運営委員会で意見書を決定、9月29日の本会議に提案する予定といたしております。これについてはお手元の資料で配付しておりますので、一番後ろですかね、つけておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の対応についてでございます。

9月定例会についても6月定例会に引き続き、その対応とし、議場等の開放、傍聴は本会議15人、各委員会3人、議員による委員会の傍聴は会議室301で行うことといたしたいと思います。なお、一般質問の当局側の出席についても、6月定例会同様、最小限の人数にとどめることとし、関係管理職の出席としたいと思います。

この件について何かありましたらよろしく願いをいたします。ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようですので、次に進みます。

また、今後の予定でございますが、9月28日の火曜日、午前10時から議会運営委員会を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、定例会についてはこれで終了いたします。

続きまして、日程第2、その他。

何かございましたらご発言をお願いいたします。ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) ないようでございますので、これもちまして、第3回定例会の
議会運営委員会を閉会いたします。

皆さん、ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前9時56分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 馬 場 哉